

るわけでございます。それから先ほど申し上げました海の潜水艦の方でございますが、これは日本で新造したならば、新造費としてどのくらいかということ推定いたしまして、その約六割というところで計算した額になります。これが十八億幾らという計算になります。それから飛行機の方でございますが、これは約百四十四億くらいだったと思います。これも計算は、大体新品価格をいろいろな資料によって推定いたしまして、その約八割というところで計算した数字でございます。それで今のおもなるものを合計いたしますと約二百六十億でございます。

○並木委員 これらの兵器の日本国内での生産ということとは、私どもは逐次やっていくことが必要であると考えておりますが、いわゆる防衛生産の計画については、防衛庁長官はどういうふうにお考えになっておりますか。そうしてこの話し合いはどういうふうに進められておりますか、この際承わっておきたいと思ひます。

○杉原國務大臣 アメリカ側の援助の今度の見通しを大体考えてみますと、従来受けておりました陸の方について申しますと、火器類及び特車以外の一般の車両、通信機、特車等の装備品を甲類というふうに呼んでおられる方を乙類と呼んでおられますが、その乙類につきましては、今後これの供与を期待することとは非常にむづかしいと考えております。なお甲類につきましても、今後も相当期待できると思つておりますが、しかし部品等につきましても、逐次日本側でこれを行っていく必要があるだ

ろうと考えておりますし、なおさらに日本側で今技術的に見まして可能であるものにつきましても、自由な研究をすることが必要だと考えております。それから海の方につきましては、今後艦船の供与ということとは、これは期待できないというふうに見通しております。

飛行機につきましても、これは今後かなり期待できると思ひますが、しかし先ほど申し上げましたように、F86、T33につきましては、その部品治工具の供与を受けて、そうしてこれを日本の国内で組み立て生産する、こういうふうにする方針でございます。

○並木委員 ただいま陸上と海の方と伺つたのですが、航空の方はいかがですか。

○杉原國務大臣 私最後に申し上げますが、実は空の方でございます。

○並木委員 そういたしますと、陸上、海上、航空別に、大体アメリカ軍が何年ぐらいで撤退を完了するという想定のもとに計画を進めておられますか。そうして撤退を完了した際における陸海空の人員は、何名ぐらいを想定して長官は計画を進めておられますか。

○杉原國務大臣 アメリカ軍の撤退の問題でございますが、これは原則的に申しますれば、日本側の自衛体制の整備に伴ひまして逐次撤退する、またそういうふうな期待いたしておるのであります。これをばつきりと、その時期はいついつというところまでは、まだ遺憾ながら申し上げ得る状態にございません。ただ地上部隊につきましても、約五千名が近く撤退することに相なっております。

は、約五千名が近く撤退することに相なっております。

それから撤退した場合の日本側の防衛力の規模について、その人員等の大体の見当の御質問でございます。この点は実はただいま長期計画として検討いたしております。防衛庁自体としても実はまだ成案を得るに至っていない状況でございます。この防衛力の規模、内容等は、非常に大事な、いろいろな点から検討を加えなければならぬ点でありますので、今せっかく検討中でございます。

○並木委員 今まで秘密保護法の適用を受けた事件はございますが、ありとすればどういふふうなそれが処理されているか。

○林(一)政府委員 秘密保護法の適用を受けた事件はございません。

○植原委員 長官はお急ぎのようですから、簡単に、また次にお伺いすることになります。

MSAに伴う本年度の武器の受け入れですが、どういふ計画によつて、そういう先ほどお話のような武器を受けようになつたのか、そのこちらの態度が、防衛力の増強計画というよりは、むしろ私にはある意味では、古い言葉を使えば作戦計画に立っていると思ふのですが、その基本的な御方針を最初に伺いたいと思ひます。

○杉原國務大臣 お答え申し上げます。今のMSA援助を受けますにつきましても、日本側として必要だと思ふところをもとにして向うと折衝いたしまして、そういうふうになつてくる次第でございます。陸の方につきましては、今度陸の自衛官を約二万名増員

し、それに伴う平服二千を加える必要があると思つておりますが、それに必要な装備品を要求したわけでございます。

海につきましても、今度日本側におきまして警備艦四隻の建造、それから中型の掃海艇を約三隻ということをお願いしておたわけでございますが、それに先ほど申し上げました潜水艦一隻、さらにもう一つは旧軍艦の「梨」を調達したいということを考えております。この海の方につきましても、実は現在海の方の主力をなしておりますものが、前にアメリカから供与を受けましたフリゲート艦十八隻でございます。これは御承知の通り大戦中にできたもので、艦齢も十年有余たつておるといふ性能も非常に旧式なものでございまして、海上護衛という上からいいますと非常に適切を欠く。従ひましてこれを新式の護衛艦にかえることが必要だと考えておる次第でございます。もちろん海につきましてもいわゆる大艦至上主義といふことも大艦というよりなことは一つも考えておりません。要は海上護衛ということとが重要な護衛艦の任務と考えております。もう一つ掃海艇の方の整備ですが、これは非常に必要だと考えております。これは戦争中に日本の近海に投下された機雷の処理ということとおぼし、終戦以来今まで掃海には非常に努力しておるのではありませんが、なお危険海面未掃海の地域が二万平方キロ以上ありまして、現在の自衛隊の掃海能力をもつていたしますと、なお数年くらいかかるだろうというふうに思われる状況にあるのでございます。

それから空の方でございますが、これは御承知の通り、昨年航空自衛隊が発足したばかりでありまして、今日までのところは施設整備拡充等のほんの初歩的な、基礎的な学校教育というふうな実体の状況にあるわけでございまして、従ひまして飛行機にいたしましては輸送機を十機と連絡機を一機持つておるような状態でございます。今度アメリカ側からF86を五十四機とそれから輸送機を六機、合計六十機というものを採用機として、あとアメリカ側から期待します百九十四機のはかは全部練習機でございます。そういうような実情でございます。

○植原委員 防衛計画について、今たとえは機雷の残つたものを探すのに掃海艇が必要だとかいうことは、非常に眼前のことでございますから、それはどう問題はないと思ひますが、こういうふうな、年次にあつたつてこれから増強していこうという一つの防衛計画を持つておられます以上は、私はどうしてもしも仮想敵国が想定されなければならぬと思ふのです。世界のすべての国々が日本に武力をもつて侵略してくるといふような夢想をして、それに対応する防衛というよりなものは考えられないのであつて、具体的な国際情勢の判断の中から、どういふ危険があるかというところによつて、その国の防衛計画というものは立つと思ひます。従つて武力をもつて侵略をする仮想敵国というものがなければならぬと思ひます。この問題についてはわれわれの委員会においても幾たびか――長官にはまだ直接お尋ねしたことはありません

が、幾たびか前内閣M S A協定時代から論議いたしましたが、ついにお答えがございせん。木村長官もそうでしたが、今度木村長官からあなたにおかれまして、あなたに對しては他の委員会において、この問題については質問をしてお答えになったはずでございます。それを見ましても、假想敵国はないという一点張りで、今までお答えになっていないので、そういう假想敵国なり、それからそういう自衛の危機の情勢判断というものがなければ、私は一國の防衛計画というものは立つはずはないと思つたのです。防衛計画なくして単なる架空の夢想によつて、増兵計画を立てていくというよう

なことになる。國民生活とのバランスなどは考えられなくなるし、その合理的な根拠もなくなると思つたので、これは私も実はことなまで一べんお伺いしたいと思つたのです。この前の他の委員会における答弁を見ましても、木村長官當時にお答えになったこととさうばりお答えが前進しておらぬわけですね。この間の委員会から今日に至りまして、なおかつその問題についてはお答えいただくような新たな構想はないのでしょうか。

○杉原國務大臣 自衛隊の主たる任務が、直接侵略及び間接侵略に對して、わが國の安全を守るといふことに相なつておるわけでございますから、侵略を受けた場合にこれを防衛するといふこととございまして、決して他國に攻撃的な脅威を与えるといふ趣旨のものでないことは、もうはっきりしておるわけでございます。従いまして、自衛隊そのものがいわゆる外征軍というような性格のものでないことははっきり

しておることだと存じます。そういうわけでございます。しかもこれはいゝゆる直接侵略、間接侵略というような事態が、万一にも起りますやうな場合にこれを防ぐためのものではないかと、あらかじめこの國を攻撃するなんというやうなことは全然違つておるわけでございます。いゝゆる假想敵というやうなものをきめつけたようにしてやるつもりはございません。

○櫻井委員 假想敵國という言葉が悪ければかえつた言葉でけつこうです。何れも私は、その國とは不倶戴天のあだをなす國だから、どうしても倒すか倒されるかどつちかでないければならぬといふ意味で、假想敵國という言葉を使つたのではないのでありまして、いゝゆる武力をもつて國を守らうといふ考へ方を持つならば、武力をもつて攻めてくる國があると思ふべきであらう。さういふ意味で私は假想敵國という言葉を使つたのです。すなわちあなたのお言葉をかりますならば、間接侵略または直接侵略の危険のある國は、一體どういふ國をお考えになつておるかといふことと言葉をかえてもけつこうです。それも直接侵略、間接侵略があつてみなければわからないことであつて、それに対してあつた場合に對應するための用意だとおしやるならば、一休どんな直接侵略かつ間接侵略があり得るか、その侵略行為の規模、方法、時期等についての想定もけつこうです。そういう情勢判断でけつこうです。それがなければ、どれだけのものを作つたら、これで一應當分の現在の情勢の中においては、日本の治安が守り得るんだという目標も立ちにならぬでしよう。そしてまた逆を

申しますならば、そういうめくら軍備であるならば、予想せざるごとがどんな出てくるわけですから、幾ら作つてみたところでどういふ間に合わないかつたといふことになれば、これは國民生活を圧迫しながら軍備をどんどん作つても、それは軍備を作るまでに國民生活は破壊はいたしますが、できた武器で國民生活を守ることができない、何らの役に立たなかつたといふ結果になる危険もあるわけなのであつて、これだけなら何十年計画なり――五十年にしても十年年にして、そのことを私は一々申しませんが、政府は責任を持つて武力を持つていく必要がありと考へられる以上は、こゝういふ情勢で安心だから一つがまんをして兵隊にも出てきてもらいたい、金も出してもらいたい、場合によれば命も捨ててもらいたい、こゝういふことなです。その情勢判断――私は假想敵國といふ言葉が悪ければかえります。あなたのお言葉によつて間接侵略、直接侵略についてどういふ情勢判断をしておられるか。特にあなたは外交官出身で、われわれは少し違ひますが、あなたの明敏にして率直なる情勢判断なり御意見については、かねがね敬意を表しておるのです。ですからこゝういふ意味で、あなたに何らかの情勢判断がなければならぬ。情勢判断なくして今の日本の防衛の任を担当しておられるといふはずはないと思つたのです。假想敵國といふ言葉はやめます。一つ情勢判断をお伺いしたいのでございませう。

○杉原國務大臣 今世界の情勢を見ますとき、非常に複雑だと思つたのでありすが、その間にあつて戦争の防止、平和の維持という方向の動きも、非

常に強いものがあると私は思ひます。しかるに一方において事実として各國ともそれではいゝゆる直接侵略、間接侵略が絶対にないか、それは言えないといふところから、實際問題からいゝまして各國ともそれぞれの備えをしておるのは事実なことです。さうしておそろく世界の政治家たちは、また國民も、戦争の防止、平和の維持といふことを希望しているものだと思ひます。いろいろ従来の戦争侵略の事例を見ますと、平和の維持を希望しておるにかかわらず、状況判断などを誤まつて、そこからある局地の事件が起る。それがひいては大きくなつたといふ事例があるのであります。従いましてまだ今日の世界の實情といふものは、万に備へる危険といふものはもう絶対にないのだといふところまではいってないものと私は判断いたしております。

○櫻井委員 平和の方向と對立の傾向との一般的情勢判断についての現内閣の御意見は今お話の通りで、重光さんも大体そのやうな御答弁をしておられます。ただどつちによい比重を置くかといふことは多少ニエアンスが違ひだけだと思ひます。ところが今お尋ねしたのはさういふことではございませぬ。私がお尋ねしたのは外務大臣としてあなたにお尋ねしたのはではなくて、防衛庁長官としてあなたの判断を伺つたのですから、日本の防衛計画を合理的ならしめるための基礎として、背景としてのあなたの直接、間接侵略の情勢判断を伺つたのです。

○杉原國務大臣 ただいま申しましたやうに判断しておるのであります。わが國の安全を保つための防衛といふものを考えます場合に、その一番の主眼点はやはり現実のわれわれの國土を防衛するといふことが、中核になるわけでございます。先ほど申しますやうに、外に出ていって攻撃するといふ、さういふものではなく、全くの厳格な意味における自衛でございますから、さういふ点から判断し、またいろいろ防衛力の規模等について話もございませうが、これは國民生活等を不当に圧迫しないやうな考慮を十分に考へてあります。經濟の安定、これなくしてまた防衛といふことは考へられないわけでございます。さういふ点を十分考へてやつて、この防衛力の限度等について考へなければならぬことだと考へておる次第でございます。

○櫻井委員 私ども現在の防衛問題を論じますのは、この基本問題でございませう。前内閣の岡崎外務大臣、木村防衛長官のお考えは大体わかつておりました。ところが新しい内閣になつて、特に外交の面におきましては多少の違ひが出てきておるわけですね。ある意味では大きな違ひといつても差しつかへございませぬでしよう。特にあなたと鳩山さんとは、民主党内閣の外交政策に對して、大きな推進力となつておること、自他ともに認めておられると思ひます。さういふ意味で私は、これから日本の防衛計画をどういふ方針で繼續していくかといふことについては、對外的な政策における変化があつたと同じやうに、国内におきまします防衛計画に對しても、それに即應する外交方針、その背景をなす國際情勢の判断に對しては、私は先ほど申しました通り、今年度のM S Aによります武器の

三

受け入れについては、アメリカから押つけられたものではなくして、日本の計画によつたものだというお答えでありました。そのお答えになるだろうと私も予期いたしておりましたが、しかし私どもがあえて押推や申傷ではなくして、こういう計画を漫然と進めておるといふことになれば、あなたもまたその地位についてアメリカとの交渉に当るならば、同じ従来のアメリカ一辺倒の方針を押しつけられる、または随處する、それを繰り返しては、これはきかないというよりなことでは、これは私は矛盾もはなはだしきと思ふ。従つてこの問題は日本の防衛問題を論議するに當りまして、基本的なことでございまして、外交政策とともに、――

私には外交政策一般の今のあなたの御意見を伺おうと思つておりません。あなたが外務大臣におなりになったならばそのことを伺ひますが、私はきょうは防衛長官としてのあなたに対して質問をしておるのです。すなわち日本の今継続しつつありますMSA協定を中心にして、強化しつつあるその防衛計画の合理的な基礎としての間接または直接侵略の危険性に対する情勢判断を、どこに置いておられるかというのを伺つておるのではありませんか、事が起きたときに何も用意がなくてはいかぬからやっていると、漫然たるお答えでは、日本がかくかくの武器をアメリカから受け、国民に対してはこれこれの軍事費を出してゐるのだという説明をなさる基礎はないと思う。アメリカから押しつけられているから、しよるがなしにやつてゐるのだというならそれでよろしうございまいしょうが、

そうでなしに、日本自身の計画であるというならば、あなたのおっしゃる国際情勢ではなくして、もう一步進んで日本に対する間接または直接侵略に対する危険の情勢判断は、一体どこに置いておられるかということ。夢の夢のうちにこつ然として起きるということ。を想定しておられるのか。それがなければ国内におきます陸海空の第一比重をどこへ置くかということ、それからまたその中でどういふ兵科、どういふ兵器に主力を置くかということ、またあなたが指導しておられる、兵隊の訓練にいたしましてどういふ点に重点を置くかということ、今申しました現実の直接または間接侵略の相手方には――どこでもよろしうございませうが、不特定多数でもけつこうです。そういう直接または間接侵略の情勢に対する判断なくして、武器または兵科の選択、訓練の方針というものが立つはずはないと私は思ふのです。私は昭和六年の陸軍の幹部候補生でございまして、その当時の幼稚な日本の作戦におきまして、われわれはそういう基本的なことは習つてきたのです。まして今日のような国際的に複雑な、しかも高度な武器の体制を取つておるときに、総合的な防衛計画を日本が自主的に立てようとするときに、その判断なくして立つてはありませぬ。立てたその内容、計画が国民を納得させ、国民の代表であるわれわれ国会を納得せしめるためには、立つておるところの計画が、客観的に正しいか正しくないかということ、妥当であるか妥当でないかということ、きめきめした日本に対する、今おっしゃつた直接または間接侵略に対する情勢判断と

にらみ合せた上でなければならぬと思ふのです。そういう意味で、私はくどいようでありますが、一つ問題の焦点をそこにして申し上げますから、ほかのことはおっしゃつて下さらぬでもけつこうです。その問題に対するあなたの基本的な判断、防衛長官として防衛計画を立てる場合の判断、アメリカとMSA協定に従つて武器を受ける交渉をなさるための基本的なあなたの態度を決定するための必要な判断、その点にしましてお答えをいたしたいのでございませう。

○杉原国務大臣 御質問もともちでございますが、先ほどからたびたび申し上げますように、万一の場合といふものが、どういふ形で、どこに、どういふ点になるかという点は、非常にむずかしいと思ひます。そして防衛の計画を立てていく場合の主眼は、あくまでも他国を脅威するような攻撃的なところにあるのではないのでございませう。日本の地理的状況などから見まして、侵略を受けた場合、これを排除するだけの力を日本自身で持つ――現在にはほとんど日米安保条約に基いて外国に防衛を依存しているが、独立国として、やはり日本としては、相当の備えはいたしておく必要がある、こういうふうな考え方が基本でございまして、それ以上具体的に、御満足のいくような答えは非常にむずかしいと思ひます。

○磯谷委員 どうも遺憾ながらこの間の委員会でお答えになった御答弁を、一歩も前進していないので、非常に私は残念に思ひます。あなたのためにも私のためにも残念だと思ふ。こういうことは、合理的な、国民を納得させるための防衛計画、それを実行するた

めの予算の要求というものの根拠がないと言わざるを得ないと私は思ふのです。

それでは言葉をかえて具体的にお尋ねいたします。他の委員会におきましては、九州地区が一体なぜ重要なんだというところ、そういうことで仮想敵国問題と関連してお話がありましたから、おそろくそれについては同様な御答弁であらうと思ひますので、蒸し返すしにやりますから避けますが、たとえば今度ジェット機の問題が大きくなり、それから昨年度MSA協定に伴ひまして受け入れた三十三億の金の使途につきましても、やはり二十億、二十五億ばかりの残余の金は、ほとんどジェット機の生産に集中するといつてゐる。従つてその問題について、日本のこれからの防衛計画が、航空計画に相当重点を置いていくつあるかというところは明瞭だと思ふのです。

それでは第一にお尋ねいたします。それが、たとえば航空基地として漠然とそういうふうにお考えになつておられるのなら、たとえば三沢、横田、立川、小牧、板付等の重要な航空基地は、どういふ基準によつてお選びになつて設定されたものでございませうか。アメリカが設定したのをそのまま踏襲されたのか、あなたがそれを受け継がれて、ここでどういふ重要な航空基地をこの地区に設定する、これこれの土地に置くといふことについて、一体どういふ基準をもつてこれを踏襲されたのか、今度これを拡張しようとしておられますが、どういふ観点に立つてこの航空基地の重要な地点が選択されたのか、その重要性の条件を御説明いただきたいと思ひます。

○杉原国務大臣 今の御質問の飛行基地の問題は、自衛隊の飛行場のことでないことを御承知の前提での御質問だと考えますが、アメリカ側で今度飛行場の拡張を要求しておりますのは、ジェット機の使用に伴ひまして、従来の滑走路では不足する、そうして現に不足しているためにいろいろの事故が起つてゐるので、そういうことのないようにということがもとになつてゐる次第でございまして、それ以上のことはないと考えます。

○磯谷委員 実は防衛問題論議のため私どもは初めてあなたのお話を伺うわけですからただしてゐるわけですが、今あなたは、航空基地等はアメリカの航空基地であつて、その要求に従つたもので、いわばわれわれの関知したところではないとおっしゃいました。駐留いたしますアメリカの兵隊は、一体アジアのどこの国を侵略する目的を持って置いてゐることを許してゐるのですか。そんなことを聞いたことがない。無防備である日本に対して、日本の直接または間接侵略の危険を防ぐ目的を持ってのみに限定してこの国にすることが許され、この国に権利を持つてゐる。従つてこれらの基地は米軍の基地ではあります、日本防衛の目的、日本防衛に必要な作戦計画に従つて、これらの地区が選定されてゐるわけでありまして、日本国政府は、それらの地区を選定したは拡張することの合理性を認めなければならぬはずであります。従つてその計画については、もとよりアメリカ軍の意思も入つてゐることを認めざるを得ませんが、しかしその計画の中には、日本の

党内閣の防衛計画として原子兵器が持

ち込まれないという懸念、国民を安心せしめる証左は一体どこにございましょうか。

○杉原國務大臣 これまで外務大臣及び總理大臣からもその点申し上げておられるわけでございまして、アメリカ側で責任ある人がそう言っているのではありませんから、責任ある者の言というものはそれが一つの証憑だと思ひます。

○植原委員長 穂積君、防衛庁長官は参議院の予算委員会にさつきから呼ばれておられるから、あなたの質問があまり長いから、なるべく端折つてするか、一部は次に残していただいてもいいと思ひます。

○穂積委員 委員長もお開きの通り、防衛問題の非常に大事な点ですから伺つたわけですが……

○植原委員長 ごもっともだと思ひますが……

○穂積委員 委員の関心事だから、今これをやっておくことは、他の委員の方とまた繰り返す煩を避けることであつて、私一人が時間を空費しているわけではございませんから、よく御了承をいただきたいと思います。

それで長官にちょっとお尋ねいたしますが、重光さんはのりくろりとした説明をしておられますが、あなたは、日本国民をいづれの国から生ずる危険からも防ぎ責任を持った長官です。今申しました通り、日本国民が最近防衛上一番不安に感じ出していることは、ソ連、中共の直接侵略問題ではなくて、そういうことは遠のいて、むしろアメリカの原子兵器の使用の仕方に関心があるわけです。その危険を防ぎ、その危険に対する国民の心配を安心せしめる責任があるのがあなたの地位なわけです。従つて今申しました通り、重光さんが責任のある方がおつたというなら、何月幾日、だれがどこで、日本政府のだれに、どういふ言葉で原子爆弾を持ち込まぬといふことをしゃべつたのか、聞かしてもらいたいのです。条約にはそんなことは書いてありません。原子爆弾を持ち込むときには、日本の承諾なくしては持ち込まぬといふことは、今まで月米間で結びました軍事協定の中のどこにもありません。ですから、しゃべつたというが、そのしゃべつたことが国際法上一体安心のできる値打のあるものであるかどうかかわりません。しかしあなたの言葉がかりれば、責任のある人がしゃべつたのだから安心してよからう、条約または条約対等以上のものだという御判断でございましょうが、そのあなたの判断をする前に、一体どこで、だれが、いつ、どういふ言葉でしゃべつたのか、それを聞かしていただきたいです。

○杉原國務大臣 外務大臣が、アメリカ側の責任ある人に確かめておるといふことを言明しておられるわけでございます。それがいつ、どこでというところにつきましては、今の確められた外務大臣からお答えしていただくのが適當だと思ひます。

○穂積委員 はなはだ遺憾ですが、それは防衛庁長官として職務怠慢だと思ひます。職務怠慢でございまして、防衛関係というものは、ソ連、中共だけの直接侵略を防ぐのがあなたの任務ではなくて、いづれの国から生ずる日本の危険に対しても、日本の人民の安全を守るのがあなたの責任なのであります。こういう問題が今まっ先に一番大

きな不安として起きております。アメリカ側の原子兵器の使用の仕方等について、外務大臣が、いふことですが、国民にかかつて国民の安全を保つ責任を持つてゐるあなたが、そんなことで安心できるのかどうか。閣議でも何でもちゃんと外務大臣からお聞きになつて、それならなるほど安心だといふことを、国民に、つまり国会に対して説明ができるはずでしょう。その問題には実は外務大臣に責任があるのではない。あなたに責任がある。一番関心の深いことなんです。それではあなたはいつ、どこで、アメリカのだれが、どういふ言葉でしゃべつたかといふことを、重光外務大臣に一べんもおただしになつておられるのですか、

○杉原國務大臣 実は私今度の国会が始まつてからでございまして、外務大臣に確かめましたところが、向うにも確かめておるといふ——それが何日のいつだったかといふことは、私正確に記憶をいたしません。

○穂積委員 日にちのことは大よそでよろしうございします。

○杉原國務大臣 この会期中でございします。私が確かめましたのは、四月か五月だったと私記憶しております。そして先ほど申し上げましたのは、そういうことは外務大臣のことだといふふうな意味では決してございませぬので、その辺の正確なところは外務大臣からお答えするのが適當だ、こういう趣旨でございします。

○穂積委員 それであなたは、日本の国民の心配に対して責任ある長官として納得させるだけの確実さがあるとお考えになりましたか。

○杉原國務大臣 私はそう考えております。

○穂積委員 そりとお考えになったのなら、それは一体どういふ相手の地位、相手の言葉によつてそりとお考えになったのでしょうか。それはどういふことですか。日にちはどうでもよろしうございします。

○杉原國務大臣 それは外務大臣が、アメリカ側の責任ある人から聞いて確かめたといふことではございまして、私はそれを信頼いたしております。

○穂積委員 あなたは現在防衛庁長官におなりになつて、責任ある地位にございします。同時にあなたはすぐれた外交官として、今まで長年の経験と知識を持つておられる。そこで、そういう言葉が果して今までの国際政治の中において信憑すべきものとして取り扱われたらうか。国際法と同等、同等以上の効力をそりいふ言葉が持つものであるかどうか。そんなことはわれわれ常識として考えられない。われわれが学びました国際政治史、外交史等を通じては、一國の防衛問題、原子兵器に対する危険に対して、これが完全な証憑であり防壁であるなどといふ、そんなものにわれわれは信憑を置くわけには参りません。今までの経験でも、条約があつてすらいふ心配が生ずる今までの国際外交である。従つて、だれがしゃべつたかわからぬ人が、同じ閣内にいる外務大臣が確かならといつて、大体いふと言つてゐるのかに対する責任が済まぬと思ひます。国民の心配に對して……です。それからもう少しはつきりしていただきたい。私が外務大臣に直接その事実を伺うのと、あなたに伺うのと、伺つてゐる意味が違ひます。あなたの責任が外務大臣とは違ひます。ですから次回の委員会までに外務大臣に、国民が心配しているから安心させるために、納得のいくように内容をはつきりしてもらいたいといふことで要求されて、正確に聞いていただいて、そしてあなたのそれについての判断をお加えになつた上で、次会に答弁をしていただきたいのでございします。

そのほか私はこの問題討議に當つて、基本的な諸点の質問をまだ残しておりますが、委員長から時間の御催促でございしますから、次会に明確な御答弁をお願いいたしまして、きょうはこれで打ち切つて留保いたしておきます。

○植原委員長 次に本日日程中、条約第七号より第十四号までの八件を一括議題といたします。質疑を許します。並木芳雄君。

○並木委員 私はカナダとの航空の問題について伺つておきたいのです。それはカナダとの航空はいかなる計画が行われてゐるか。それから本年度向う一年間の外国航空の計画について明らかにしていただきたいと思ひます。聞くところによるとルフトハンザ飛行機会社ですか、それがやはり日本との間で航空航路を持ちたいといふ話が進められてゐるようですが、それらの点、それからまた臺灣との間の航空はどうして話し合ひが、停頓してゐるか。あるいはこれは非常な赤字でも開いておらないといふようなことも聞いておりますけれども、そうだとすれば航空事業に對して政府が力を入れて、臺灣航路などを開通するように持つていくこ

とが大切な問題であらうと思ひますから、この際これらの諸点について計画を明らかにしていただきたいと思ひます。

○沢説明員 カナダとの間には、今カナダ航空会社がバンクーバー東京香港の間を毎週二便やっております。日本航空といしましては当分の間カナダに航空路を開く計画はございません。それから蒙州との関係でございますが、これは蒙州のカナダ航空会社が、これより東京に便、イラクに便、それぞれシドニーから航空路を持ってあります。日本政府としては蒙州に航空路を開く計画はたゞいまのところございません。蒙州との航空協定は大体この秋ごろに東京から蒙州で行う予定になっております。

○並木委員 ドイツとの問題は……。

○沢説明員 ドイツとの間には何の計画もございません。航空協定の準備交渉もいたしてありません。

○並木委員 フィリピンとの間はどうか。

○沢説明員 フィリピンとの間は何の計画もございません。

○並木委員 そうすると、私が尋ねようと思ったことについては、まことにさっぱりした答弁で、何にもないのですけれども、政府はそんなことではないのですか。今のような貧弱な計画だったら、日本の海外航空というものはまことに悲惨なものになるのじゃないですか。もう少し積極的な政策を示して、もし欠陥があるならば、こういうところに欠陥がある。だから国会の方でもそういうものに対して力を入れてもらいたいということになれば、われ

われもまた力を出しようがありますけれども、今のようなさっぱりした答弁だと、これは取りつく島がないわけなんですけれども、それでいいのですか。

○沢説明員 日本航空は昨年の二月初めに米国との間の航空路を開き、それから今年の一月から香港との間の航空路を開きまして、それぞれ週三便をやっております。この間DC6B五機、DC4七機を購入いたしました。この航空の整備をやっておりますが、御承知のように航空会社は航空路、特に国際航空路を開きました当初におきましては、非常な赤字がございまして、まずこの開始しました米国籍、香港線を充実いたしまして、業績が改善してから漸次他の方にも航空路を伸ばすよう計画いたしております。たゞいま日航の資本金は三十三億でございますが、そのうち二十億は政府出資、本年度におきましてさらに十億の政府出資をお願いいたしております。さらに補助金も今年度は三億五千万円お願いしております。御趣旨まことにございともでございます。私たちがそのように飛躍的な計画を持ちたいのでございますが、まだ航空路を開始しました当初でございますので、着実にすてに開いた航空路をまず整備いたしまして、それから漸次航空路を伸ばしたいでございます。このように考えております。

○穂積委員 外務省にお尋ねします。この協定を結びまして、カナダに対する日本の航空路要求の権利ですが、カナダが他の国に許してあります航空路に対しては、こちらがする、しなは別ですが、要求した場合には、平等な権利が認められると理解して結

んでおられるのですか。

○園田政府委員 その通りであります。

○穂積委員 そうしますと、先ほどのお話では、カナダに対してはそれほどのあれがないから、他の国と同様な計画は持たないというのでしょうか、今後この協定を結ぶことによつて直接接するメリットはどういうことだとお考えになっておりますか。

○高橋説明員 先ほど航空局の方からお答え申し上げましたように、現在のところ当分の間カナダへわが方の航空機が出ていかないということでございますので、この協定を結ぶことによりまして直ちに直接の利益があるというわけではございません。ただ従来カナダは、平和条約十三条に基づきまして、わが国に一方的に乗り入れの権利を持っていた、この状態が解消しまして、双務的にこちらも乗り入れの権利を得る、現在のところでは、それだけの事態が変る、それだけでござい

○穂積委員 現在日航機を向うへ乗り入れるという計画はないにしても、大体航空業務のマーケットとしては、将来のカナダについてどういうふうに判断していらっしゃいますか。

○沢説明員 日本から見ましたカナダの航空市場としての価値でございますが、将来は機種が変つて参ります。DC7C、それからスーパー・コンステレーションが出て参りますから、東京から北方ルートと申しますか、北方ルートは無着陸飛行が出来ますので、バンクーバーは米大陸に対する非常によい中間地点となる、その意味では将来は非常に重要な市場となると思

おります。

○穂積委員 寡聞にしてよく事情を存じませんが、現在カナダから日本へ乗り入れている航路の利用状態、並びにその航空線の経営状態は大體調査なさつていらっしゃいますか、わかりましたらちよつと……。

○沢説明員 カナダから日本への路線、これは日本だけでございまして、現在カナダの航路会社は香港まで行つております。それでカナダから東京に來る旅客も相当ございますが、香港からカナダ、あるいは南米までこのカナダの航空会社は路線を伸ばしておりますが、香港、シラッセと申しますか、これを大量に南米に輸送しております。その意味でカナダ航空会社は非常に黒字になつてゐると承知いたしております。

○穂積委員 今の問題は、われわれしるうとながら平素考えることですか、希望として申し上げたいが、国際的航空路線をやる場合には、電話利用と同じであつて、なるべく長い方がその路線自身も生きると思ひます。今おっしゃる通りに、カナダ東京だけでなくて、東京から香港、または香港からアフリカなり、さらに南米なり、あるいはまた西ヨーロッパまで、ずっとその国の航空路が次から次に乗り継ぎができて便利である。たとえばワシントンから日航機でもってカルカタまでずっと乗り継ぎで行けるといふように、切符がワシントンですぐ買えるというところが、その航空路全体を生かすゆゑなんだと思ひます。このよ

うな協定を結んで、だんだん日本の国際航空線の権利を確保していくわけですが、その場合にはやはりその局に

當つておられる方が思ひ切つて予算も要求されて、ちびちび出しておつたのでは予算が死ぬわけですから、早くこ

うやつて得た航空路の権利を実益にかえるために、今おっしゃつた通りこのカナダがやつてゐる路線が黒字になつてゐるというふうなことがあるならば、マーケットとして有望なわけでございます。それから、ぜひそういうことを積極的に進めていただきたいということをお願いいたしております。

○沢説明員 国内線の機長は大部分日本人に切りかえましたが、国際線の機長はまだ大部分が米人でございまして、しかしこれも漸次日本人に切りかえていく方針でございます。

○穂積委員 日本人のパイロットの場合とアメリカ人の場合とはコストがだいぶ違ふと思ひますが、どのくらいの比率になつておりますか。

○沢説明員 たゞいま正確な数字を持っておりませんが、アメリカ人のパイロットは大体月千五百ドルくらいと承知いたしております。日本人の場合は諸雑費入れまして四百ドルくらいでございます。

○穂積委員 えらい違いですね。これは早く日本人パイロットにすべきことは当然なので、操縦技術その他については決して遜色ないと思ひます。そういう意味で早く切りかえるべきだと思つてゐたわけですが、これについては特に急いでおられますか。それで見込みとしては——これは全部日本人パイロットに切りかえるべきであると思ひますが、日本側の養成計画、それ

からアメリカ人を全部日本人に切りかえる大体の計画といいますが、見込みをちよつと説明して下さいませんか。同時にその説明の前に現在の日本人パイロットとアメリカパイロットとのパーセンテージを示していただきたい。

○沢説明員 国際線におきましては、全体のパイロット六十五名のうち十五名ばかりが日本人パイロットでございます。国内線につきましてはちよつと正確な数字を持っておりますが、国内線につきましては五名がアメリカ人のパイロットで、ほかはほとんど日本人のパイロットでございます。率は約一〇％がアメリカ人パイロットになっております。

国内線につきましては大体来年度中に全部日本人パイロットに切りかえます。それから国際線につきましては正確な年次を申し上げられませんが、大体内線機の機長を勤められた者を国際線のパイロットとして使用いたしまして、それを国際線のパイロットにいたしていく計画でございます。大体内線線につきましては、全部を切りかえますのにあと四年くらいかかる計画でございます。

○穂積委員 最後にその点についてどういうわけでそんなに長くかかるのか、その事情をちよつと技術的な点でございませうか、アメリカとの交渉にネットワークがあるのか、むしろアメリカとの交渉にネットワークがあると思うのですが、日本のパイロットの技術不足が原因でございませうか。そんなことはないと思うのです。

○沢説明員 日本には今パイロットが

非常に多いのでございますが、これはみな軍の古いパイロットでございます。これを商業パイロットにかえまことに相当の年次を要します。それから機種は全然変わつてしまつてDC4、DC6Bでございまして、この技術をアメリカから受けまことに相当の年次がかかるというのが一つ、いま一つは航空交通管制と申しておりますが、それは今英語でやっております。御承知のように航空交通管制はグオイス・コントロールでございまして、耳がなれますまでどうしてもそれくらいの年次がかかるわけでございまして、普通の陸上の英語でございましてはちよつと聞き違ひましてもあとで訂正ができますが、航空交通管制では非常にすぐれた耳を持てなければ非常に危険でございます。

○穂積委員 そうしますと問題のネットワークは、日本人パイロットの技術未熟という点にのみあるようですが、アメリカとの交渉の中に何かネットワークもあるんじゃないですか。

○沢説明員 アメリカとの交渉は何もございませぬ。これは純商業パイロットに基きまして、日本航空がアメリカの航空会社からパイロットを借りております。しかも短期で借りておりますので、日本側で切りかえ得るといふ自信がございましたときには、いつでも切りかえられるわけです。

○穂積委員 私せんだつてアメリカの新聞だつたか何かで見たのですが、日航でパイロット養成者の選抜をやつたでございませう。去年だつたと思ひますけれども、そのことについてアメリカ側ではめられた、非常に粒ぞろいである訓練の態度、技術、能力等についてすばらしいと礼賛されたようです。そういう記事を見たことがありましたが、あれはむしろもう一つ優秀なパイロットになつてゐるだらうと思ひますけれども、そういうふうなわけで、アメリカ側にネットワークがないとすれば耳なんか四年もかかる必要はないので、青年諸君であるならなおさらで、子供だつて生まれて四年たてば日本語を十分聞いたり、しゃべつたりすることができ、しかもしゃべる言葉なんというものはテクニカル・タームでございまして、きまつた言葉でございまして、その四年も八年もかかるはずはないので、半年も行つておれば大いに見当はつくだらうと思ひます。そういうことを積極的におやりになつたらどうでございますか。日本の当局に積極性がな

いこととがそういうことをおくらしめるのではないかと思ひますが、そのパイロット養成に對するものと積極的な方策というものをお立てになつて、それで早くこれを切りかえる必要があると思ひます。そういうことをお感じになつておられぬのかどうか、そういうことを積極的に促進する計画をお立てになることを望みたいのですが、お考えはどうでございませうか。

○沢説明員 お説、全くごもっともでございまして、航空局としても、日本航空の赤字を脱却するために、一日も早く日本人パイロットに切りかえるように指導いたしております。

○戸叶委員 商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を求めの件についてお伺いしたいことは、たとえば国際見本市などに商品を持って参りまして、そうしてもしもこれを日本で処分

したような場合には、どういふふうな罰則なり何なりがあるのでしょうか。

○西堀説明員 ただいまの国際見本市の場合に、日本に持つて入られます見本の取扱ひでございまして、これは現在のところその特殊性にかんがみまして、日本におきましては非常に簡略な取扱ひを行なつております。関税法の第四節の保税倉庫の規定を適用いたしまして、その保税倉庫の庫入承認を受けければ足ります、こういうことになっております。従ひましてただいま御質問の庫入承認を受けて日本に入りました見本を、最初の条件に従はずにこれを処分した、こういう場合におきましては、同じく関税法の第十章に罰則規定がございまして、第百五十五條「左の各号の一に該当する者は三万円以下の罰金に処する。」その二に「保税倉庫に外国貨物を入れることの承認」云々がございまして、従ひましてただいまのように国際見本市へ出品したため見本の輸入につきまして今日日本が行なつておりますこの保税倉庫の取扱ひ、これに違反いたしましてそれを国内におきまして処分した、こういう場合におきましては、ただいま申し上げましたように、第百五十五條によりまして三万円以下の罰金に処する、これで取り扱われ

ております。

○戸叶委員 日本がこれに加盟した場合に、ほかの加盟国で同じような不正が行われた場合には、その国の罰則を受けるわけになりますか。それから時

間を省略いたしましてもう一点伺いたいのは、これに加盟している国と非加盟国との特典の違いというふうなことがあるかどうか伺ひます。

○西堀説明員 ただいまの第一点、こ

れはお説の通り、よその国においてそれぞれ国内法によりまして罰則規定がございまして、それによつて処罰されるわけでございます。

第二点、これはただいまのところ諸外国において見本の取扱ひが非常にまちまちでございまして、国内法によりまして商品見本に関する規定を設けている国、これは日本、ドイツ、スイス、英国、それから商品見本に関する一般的规定を全然設けていない国、アメリカ、商品見本に関する規定がいまいである国、フランスというように非常にまちまちでございまして、それでたいてい申しますと、ただいまこの条約に加入いたしましたけれども、日本におきましてはこの条約の内容は実際に国内法で実施されておりますから、何ら差が生じないのでございまして、たとえば例をアメリカにとりまして、アメリカではカタログなどの輸入につきまして非常にきびしい関税法が適用されてお

りまして、非常に少量のものはよろしうございしますが、ちよつと多量になりますと大体課税されるといったやうな現状なのであります。アメリカがかりにこの条約に入るといたしますと、この条約で認められておりますところの範囲内におきましては、それが免税措置になるといったやうに、おが国の場合と異なりまして非常にきびしい規定を設けている国が多うござい

ますので、その国につきましてはこの条約の利益というものは相當に大きい、こう考へております。

○戸叶委員 アメリカがこの条約に加盟しない理由はどういふわけでしょう

か。

○西堀説明員 アメリカはこの条約に

署名いたしておきまして、現在批准の
国内手続をとっておるというような情
報を得ております。

○植原委員長 それでは今の商品見本
及び広告資料の輸入を容易にするため
の国際条約への加入について承認を求
めるの件については他に質疑はありま
せんか。――なければこの承認を求め
るの件は、質疑が終了いたしました取り
扱っておきます。

○榎本委員長 ちよつと待って下さい。
私の方まだ委員が全部出ておりませ
ん。きのうまで連続で疲れて欠席をせ
られたのだと思います。従つて私の
方でもしそれについて質問があったら
させてもらわないとこで打ち切りだ
ということをご了承するわけにいきま
せん。

○植原委員長 きよりは終つたと一つ
御了承願ひたい。

それから航空業務に関する日本国と
カナダとの間の協定締結について承認
を求める件については御質問がありま
せんか。――なければ本日だけこれを
終了いたしましたことにいたします。なお
追加がありましたらそのときに御話し
することになります。

○戸叶委員 ILO条約に加入してい
る各国の状況、各国がILO条約に加
盟していると思ひますが、その状況は
どのようになつてゐるか、もし今おわ
かりにならなかつたら、あとで資料で
いたしたいと思います。

○三治説明員 現在七十カ国でござい
ますが、先日ベネズエラが石油委員会
のいざこざで脱退通告を出してありま
すから、それが成立すると二年間効力
がなくなります、結局正式の加盟は現
在六十カ国ということでございます。

す。

○戸叶委員 日本でILO関係の条約
でまだ加盟しておらないものはどんな
ものでございませうか。

○三治説明員 ILO条約は現在百三
ございまして、今運輸省の方が四つ出
してありまして、これが批准されると
二十二条約が批准されるということに
なります。

○戸叶委員 そうすると百三のうち
二十二というはまだ大へん少いわけ
ですが、そのほかにも近く加入するよう
なお考えがあるのでしょうか。

○三治説明員 できるだけやつていき
たいと思ひますが、戦前から批准に
なつた条約が非常にたくさんございま
す。それとあとからできたのと重複す
るのが相当あるわけでございます。条
約は数ありますけれども、しかしなが
ら戦後日本国が批准した条約は、その
うちで労働関係としては最も基本的な
いわけの職業紹介とか、労働勧告と
か、団結権の自由とかいうようなのが
加入と同時に批准をしておりますの
で、あとのいろいろのこまかい条約に
つきましては、それほど現在急ぐ必要
もないかと思ひますけれども、逐次日
本の国内方針を立てる上において必要
なものからやつていきたいと思います。

○戸叶委員 労働法の改善というよう
なことが言われておりますけれども、
もしも、労働法を改正するようになつ
ておりましたと、ILOの条約に加盟し
ておりましたも、その条約に違反する
というようになつておると思ひいま
すが、この点はどういふふうにお考え
になりますか。

○三治説明員 労働省の建前といたし
ましては、たとい批准しておられなく
とも、現在の国際労働条約を下回るよ
うな線に現行の制度を下げるようなこ
とはしない。これは国際労働条約の範
囲内であるというふうな基本的態度
は、たとい改正するにしてもずっと
持っております。

○戸叶委員 今の御答弁ですと問題な
いのですけれども、どうかしますとそ
うでないような改正が行われるように
も伺つておりますので、この点を気を
つけていただきたいと思います。

直接この条約ですが、たとえば船舶
の滅失又は沈没の場合における失業
の補償に関する条約にいたしまして
も、あるいはまた海員の雇入契約に関
する条約というふうなものを見まして
も、個々に除外規定を設けておりま
す。海洋航行に従事するすべての種類
の船舶及び舟艇というのに対しては
保護がありますけれども、その他の除
外されたものに対する保護というよう
なものはございせん、そういうもの
に対する保護はどういふふうにしてあ
るのですか。

○龜山説明員 条約で除外が相当大幅
に行われておりますが、現在の日本の
船員法では条約の適用範囲よりも広く
船員法を適用いたしております。たと
えば雇入れの条約において百トン以
上の船舶に適用、百トン以下には適用
しないといふことでありますけれども、わ
が国の船員法では五トン以上の船舶と
いうことになっております。それで大
体におきまして、今度四つ出してあり
ます条約の適用範囲よりも現行の船員
法の方が適用範囲は広がつておりま
す。

○戸叶委員 私はこれでよろしゅうご
ざいます。

ざいます。

○植原委員長 ILO等の諸案につ
いて他に御質問はありませんか。――な
ければ、以前の航空業務に関する件
と、商品見本に関する件と同一に取り
扱つて、今日はこの質疑は終了したこ
とをいたします。

○榎本委員長 これより国際情勢等
に関する件について政府当局に対して質
疑を行うことといたします。並木君か
ら緊急質問が出ておりますから、これ
を許します。並木芳雄君。

○並木委員 それではお許しを得まし
て、私は濃縮ウランについて園田外務
次官に質問をいたします。

いよいよ懸案の濃縮ウランの仮調印
ができましたが、いつ国会に出すつも
りですか。現在でも出そうと思へば出
るはずでなければ、これを出せない
理由はどこにありますか。八月ゼネ
グラで平和会議が開かれますが、その
結果を待つて出そうというおつもりで
すか、その点を明らかにしていただき
たいと思ひます。

○園田政府委員 先般外務大臣が答弁
いたしました通り、仮調印の効力は法
律的には修正できるものと解釈してお
りますので、本調印をいたしましてか
ら国会に提出するつもりでございます。

○並木委員 本調印はいつごろになり
ますか。

○園田政府委員 大体八月以降くらい
だと見通しをつけております。

○並木委員 そうすると、ゼネグラの
会議を待つておるといふ配慮に基くも
のと了解してよろしゅうございま
す。

○園田政府委員

ゼネグラの会議を
待つて調印するつもりはございませ
んが、その他の手続上ゼネグラの会議の
意見等も参考になるのじやないかと考
えております。

○並木委員 仮調印の内容につきまし
て修正を要するような場合が出てきた
ときには、アメリカに申し入れて本調
印までに修正をするという用意は、政
府に十分あると見ておりますが、その
点念のために伺つておきます。

○園田政府委員 仮調印は法律的には
修正できるものと解釈しております
が、政治的には仮調印いたしましたので
ございまして、正式調印は国会に提
出をしてその御意見を承りますが、
政府としては仮調印に基いて承認を得
たいと考えております。

○並木委員 そうすると仮調印のまま
政府が国会に了解を求めるといふ手続
はとらなかつてもいいですか。このま
まで、われわれが質問をすればそれには
答えるけれども、政府の方で積極的
に国会にあらかじめ了承を求める。そ
うして本調印に円滑に運ぶという手順
は運ばないつもりですか、どうですか。

○園田政府委員 仮調印では本調印の
根幹をなす値段の問題、あるいはその
他の重要な問題等もまだございまして
ませんので、そういうものをきめてか
ら本調印をお願いをするつもりでござ
います。

○並木委員 それではたまたま値段の
問題がまだきまつておらないのに仮調
印をするというのには、これは突如問題
としてはいふん重要な問題でござい
ます。私は与党ですからそこをあまり
突つ込むことはできませんけれども、

それとあからこの本文に追加をされるのでございませうか、それとも何か別個の細目協定がございませうか、はつきりして下さい。

○國田政府委員 貸貸取りきめでございますからそのようにしております。

○並木委員 貸貸取りきめの中に含まれる項目をおしやして下さい。

○國田政府委員 この際大体仮調印に關しての御報告を申し上げて御答弁にしたいと考えております。

濃縮ウランの提供とこれに伴う技術などの援助に關して、六月初めからワシントンにおいて米國政府當局と交渉を開始してありますが、今般交渉當事者間において協定案文について妥結を見ましたので、昨日ワシントンにおいて井口大使とロバートソン國務次官補による仮調印を行いました。

本協定は原子力の非軍事的利用に關する協力のための日本國政府とアメリカ合衆國政府との間の協定と称しまして、前文及び九カ条よりなっております。有効期間は五カ年間で更新が出来ることになっております。この協定によつてわが國は米國から実験用原子炉の燃料として二〇%まで濃縮したU二三五の含有量六キロ以下のウランの貸与を受け、実験用原子炉の設計、建設及び操作、これに伴う健康及び安全の問題、放射性同位元素の医学的、生物学的研究、医療、農業及び工業における利用などに関し、機密に属さない情報と交換されるとともに、わが國は燃料等の使用に關する保全措置、米國原子力委員会への年報の提出、資料を軍事目的に使用しないことなどの責任を負つております。

濃縮ウランの賃借料は今後の交渉によつて決定せられるわけでありませうが、大体実験炉の価格の少部分と見られております。実験炉としては政府は一応湯沸かし型を今のところ予定しております。

この協定は兩國の國內手續を完了した旨の兩國政府間の文書を交換する日をもつて効力を発生することになっております。本協定の効力発生とともにわが國における原子力の開發及び平和的利用は画期的な一歩を踏み出すこととなる次第でございまして、今後諸般の國內準備が推進されるものと期待をしております。

なお將來の原子力發電に關する米國トルコ間協定第九条のごとき規定は、本協定の目的とは直接の關係がございませぬから、本協定には規定しないこととして、將來もしわが國が希望する場合には、原子力發電に關して、米國政府と協議し得る旨の公文を兩國政府間において交換することとしております。

○並木委員 賃借料は未定であるといひますけれども、これは未定から決定へ明らか可能性はありますから、トルコとの協定ではいまだに明らかになれないのであります。ただいま言われました賃借に關する協定には賃借の点がはつきりとして参りました。

○國田政府委員 その問題は、計算その他の關係上、大体一月くらい要してきまると考えております。

○並木委員 値段がはつきりしてくるのです。

○國田政府委員 そうでございませう。

○並木委員 見当でどのくらいだかわかりませうか。今日日本が受け入れようとするウラン六キロ当り見当で何ドル

くらいですか。

○國田政府委員 見当でまだ御報告申し上げる段階ではございませぬ。

○並木委員 有償か無償かということが問題になっておりました。有償貸与ということにきまつたのですか。

○國田政府委員 有償でございませう。

○並木委員 実験用炉の方でございませうが、大体幾つくらい作る予定で向うと交渉されましたか。

○國田政府委員 目下のところは一つでございませう。

○並木委員 ただこの場合には貸与という文字が使つてないで、売却または貸与ですか、こゝういふ使い分けがしてあります。炉の資料を受け入れる場合、有償貸与でありますか、それともわれわれが買うのですか、どっちにきめたのですか。

○國田政府委員 そゝういふあらゆる場合を考へまして、最も有利な方にきめたというのが主として大蔵省の意見でございませう。われわれもこの点によつて決定するつもりであります。

○並木委員 売却の場合、一つの炉について見当で幾らくらいですか。私は予算的措置を心配してお尋ねします。

○國田政府委員 正式の話し合ひではなくて、向うの雑誌や新聞等からのそれによると五十万ドルくらいになつておりますが、ただいまのところ正確にどういふことは申し上げられませぬ。

○並木委員 私は知らないから聞くのです。炉に作つたものを受け入れませうか、それとも資料を受け入れて日本で炉を作り上げませうか。

○國田政府委員 それは今後の具体的な取りきめでございまして、まだ決定いたしておりませぬ。

○並木委員 大体日本でどういふところへこれを設けるといふ計画は立つておるのですか。

○國田政府委員 ただいま經濟審議庁が中心になつて検討中でございます。

○並木委員 大体一つの炉が五十万ドルくらいの見当でけつてございませうが、これは相當の額です。それについて先般アイゼンハワー大統領が、日本に対しては半額にしてもいいということをお言ひなされたが、これは可能性があらうか。この交渉の過程において、政府はどういふふうに見通しをつけておられるか。

○國田政府委員 その通りでございませう。可能性がございませう。

○並木委員 それから二〇%までに圧縮した六キロのウランというものは、圧縮しなければ五倍というふうにおかれれば考へていいのですか。つまり六キロは五分の一であるからそれに五倍かけて、全体の重さとしては三十キロ、こゝういふものが来るように考へていいのでしょうか。そうすれば初めに六キロが一つの炉であるというふうに想定をしておつた日本側の計算は、六キロでその三十を割りますと、五つの炉を設けることができるという計算になつてきます。数はふえればいいのか悪いのか、どっちがいいのかといふことを聞きたい。もしそうだとすれば、五つにふやす計画があるのかどうか。

○松井説明員 御説明申し上げます。ウランの核分裂を起すのはウランの二三五でございませう。これが普通は天然ウランの中の構成分子の百四十分の一となつております。本来は核分裂を起さないウランの二三八と一緒にございませう。核分裂を起すのは二三五で

ありますが、その含有量が少いと、その燃やす炉の面積は非常に大きく、構造その他の經費でも非常に多くなります。アメリカでは空氣散布法によりまして、ウランの二三八と二三五を分析すること成功いたしました。これによりまして容積は非常に少いけれども、核分裂を起すウランの方が多くあります。こゝれは普通エンリッチと申しております。そゝういふことによつて炉の負担が小さいものを使つて実験用に使えらうという利点があるので、アメリカは今のところ二〇%まで濃度圧縮、エンリッチド・ウランニウムを一〇〇%二三五とすれば大体三〇キロ、出てくるのは二三八と一緒にございませう。ウラン二三五に換算すれば六キロでございませうが、二三八と一緒にするためにこれが二〇%として五倍になります。三〇キロになるわけでございます。

第二の御質問でございませうが、これは現在予定されている湯沸かしの炉の燃料、一つの消費量は大体四百グラムでございませう。従つて一つの炉では燃料が余り過ぎるではないか、もつと炉を作つたらいいじゃないかといふ考へは當然起ると思ひます。これは今後の予算措置あるいは民間会社がこれをやる意思があるか、能力があるか、そゝういふ諸般の問題を勘考して決定されることになつてと思ひます。

○並木委員 大体八月ごろ本調印をして、現物が来るのはいつごろに予定してございませうか。

○國田政府委員 本協定が國會の承認を得ました後、その經費については予算の特別措置をお願いしなければならいので、その上からのことではございませぬ。

ざいますから、まだ期日については申し上げられません。

○並木委員 かりに臨時国会が開かれたいとして、通常国会でこれを承認いたします。予算的措置が必要の場合には三月一ぱいかかるものと見て、その場合に、それでは一番早くしていつ来るか、それさえできればすぐ来るか、こちらの準備さえできればあしたにでも来るのですか。

○園田政府委員 炉を注文しましてから製作だけでも一年くらい要しますので、予算ができてからでございまして、直ちに何カ月あとというわけには参らないのでありますから従いまして何月かまだ検討がつかないで。

○並木委員 一年もかかるのですか。——そうするとずいぶん急いでいるのですから、本調印をしないでも、仮注文というふうなものでも出しておかないといかないと思ひますが、その点の準備は大丈夫ですか。

○園田政府委員 まだこちらが正式に——そういう権限まで出て参りました注文いたしましたし、普通、普通のメーカーの問題、その他の問題でいろいろ折衝がございまして、何カ月後というところは計画しておりません。

○並木委員 やはり来年の末ころになるというのですから、見当からいって年度のものと早くにはならないのですか。

○園田政府委員 炉を注文して、炉ができてからウランをもらうわけでございますから、相当長期間かかります。

○並木委員 大体何月ごろくらい、諸般の何がスムーズにいった早い場合です。

○園田政府委員 国内に受け入れ体制

その他がございまして、来年の年末になるのか、あるいは再来年にかかるのか、そのところはまた検討してみなければわかりません。

○並木委員 問題になったトルコとの協定の第九条、すなわち今度の交換公文に落されたものについてお尋ねいたしますが、交換公文にするのだったならば、本協定の中に入れても差しつかえなかったように思うのですがいかがですか。

○園田政府委員 今申し上げました通り、本協定の目的とは直接関係ございせんから、本協定には入れませんでしたが、たゞし将来わが国が希望する場合には、原子力発電に關して米國政府と協議する旨の文書を取りかわしたわけでございますから、これは本協定には入れません。しかし本協定を提出いたします場合には、交換公文書は添付をして提出するつもりでございまして、しかしこれは審議の資料として提出するわけでありまして。

○並木委員 一緒に提出しても、この交換公文は国会の承認を得ない場合があり得るわけなのです。分離してこれだけが承認を得ないで否決された場合でも、それは差しつかえありませんか。その点の効力はいかがですか。効力からいえば本文と同じようなものでありますけれども、交換公文とした以上は、交換公文のこのトルコとの協定九条に相当する部分については、反対も相当出てくると思ひますが、その場合にこれだけが承認を得なくても、本文の方の効力には影響を及ぼさないのですか。政府はどのように解釈しているのですか。

○園田政府委員 交換公文書は国会の承認の対象にはならないと解釈をいたしております。

○並木委員 ちょっと理解しかねるのですけれども……承認の対象とは何もないということになります。本文と同じような効力を持つてゐるのだけれども、事柄が将来にわたることであるから交換公文という形式をとったのであるということですか。

○園田政府委員 何ら義務を負うべき筋合いのものではありませんから、これは政府の行政権内において取りかわせるものであると考えております。

○並木委員 私は少し疑問を持つておるのです。義務を負うものではないと言われたけれども、話し合ひはそうだったでしょう。トルコの注文によってアメリカの方があつた条件をつけたといふことを聞いておりますから、日本の方の注文で、将来必要ならば向うの援助を得られる、それがこの交換公文だろふと思ひます。しかし、それならば私は書き方があつたと思ひます。アメリカはこれを援助すべきものとすといふ文章にすべきものだったと思ひます。ところが協力といふ言葉が依然使われております。これには非常な疑問を抱いてゐるのです。日本の方が希望するといふことを交換公文の中に入れたらということとは、私はこれは確かに政府の交渉としては成功であると思ひますが、その請求したときにはアメリカがこれに援助すべきものといふ片務義務にすればよかつた。協力といふ言葉を使つておるから、将来動力の炉を運営するについて、いろいろ先方から注文が出てきて、ソ連あるいは英國などとの間の取引の場合に介

入されるのではないかという懸念が出てくるわけですが、いかがですか。

○園田政府委員 言葉の中には、もし日本が希望するならばといふ言葉を使つておられますし、協議といふ言葉を使つておられます。

○並木委員 協力といふ言葉はありまけんか。あるでしょう。協力は双務協定になるのです。

○園田政府委員 もし日本が希望するならばといふ言葉がついておられますから、もし希望しなければ、米側が協力を申し出ておられる希望がなければ断られるといふあれがついておられますから、御質問のような御心配は要らないと考へます。

○並木委員 その協力はアメリカだけの協力ですか、はつきりしておきたいのですが……トルコの九条は双方で協力し合ふといふ意味です。では今度のこの交換公文における協力は片務的なものですか。はつきりしておいていただきたい。

○園田政府委員 日本側が希望した場合に双方協力的な協力でございますけれども、希望しなければアメリカが協力を申し出ておられる断られる権限がございまして。

○並木委員 そこがはつきりしない。なおその点を研究しておいていただきたい。その条の書き方から言つて、こちから希望するのだから、希望したときに向うが援助するのだといふのが常識からいふと普通の書き方です。その時に協力し合ふといふことが論争になるのですから、もしこれからでもそういう点を直す可能性があるならば、はつきりとしていただければなおかつこうです。

○園田政府委員 こちが研究するのではなくして、そちらの読み方がおかしいと思ひます。協定をやる場合の可能性について協議するのであります。日本側が希望しなければこれはいづれでも断られる問題であつて、他の国々とのこれに關するいろいろな問題は、何ら制肘を受けておりません。

○並木委員 別に攻撃しておるのではないのですから次官、そんなにあつて答弁しなくてもいいのです。これは協定とすると、その次の段階には協力し合ふといふことになる。だから希望しなければいいのです。希望しない場合は、向うだけが一方的に援助する義務があるのならば問題はないのだけれども、その次の段階は協力し合ふわけにはならないといふ段階になると思ひます。

○園田政府委員 並木委員が解釈を急いでおられるような気がいたします。それはこちらの希望があつて、そうして向うから申し出があつてやる場合の第一の段階の仕事は、協力についての協定をやる、その協定について協定をするわけでございますから、協定をやるかどうかという協定は希望があるならばそういう協定をやる、なければやらぬといふ問題でございますから、今までの答弁に何ら変りはないと思ひます。

○並木委員 藤岡博士がソ連に行くことになりましたが、その結果によつては将来ソ連からウランを受け入れるといふことについては、この協定では別に何も縛られておらないと思ひますが、その点いかがでございますか。

○園田政府委員 他國の、ソ連または英國との關係は何ら縛られていない

かりでなく、交渉の経過については、
そういうことは何ら問題でないという
ようなことになっております。

○並木委員 政府としては、将来ソ連
または英国から受けることが有利であ
るといふ考えが出てきた場合にはこれ
に際する準備がある、こういうふう
に理解してよろしいでしょうか。

○園田政府委員 ただいまはまず最初
のアメリカの原子炉の受け入れを慎重
に御相談申でございまして、あとの問
題は将来の問題でございまして。

○並木委員 保全措置の問題でござい
ますが、これについては原子炉の実験
から生ずるいろいろな害があります。

この害を取り除くために何か立法措置
が必要になってくるのではないかと
思いますが、ウランの保全措置として、
また飲害を除去する措置として、い
かなる準備を政府は進めておられま
すか。

○園田政府委員 ただいま経済審議庁
でこれが及ぼすその他の諸般の問題を
研究しておりますが、その保全並びに
飲害についての立法措置を講ずるべ
く、関係厚生省あたりとも相談をして
検討中でございます。

○並木委員 ウランの実験が将来原子
兵器、原子爆弾その他の軍事目的に使
われてはならないという第八条の項目
がございまして、これについて必ず将来
デリケートなところで問題が出てくる
のは、たとえば飛行機の中のある部分
の部分品に原子力を応用したものが使
われたような場合、それをしも制限す
るほどの規定なのか。大きく前に原子
兵器、原子兵器に関する研究というこ
とを掲げておいて、他の軍事目的」と
いうふうに書いてあるところを見ます

と、あるいは軍艦における部分品、飛
行機における部分品、そういうふう
に原子力を応用した部分品のものにつ
いては差しつかえないのではないかと
いうような議論が出てくると思ふので
す。それならちよいと電力を利用して
やるのと同じような意味において、そ
れほど深刻に考えなくてもいい場面が
出てくるのではないかと思ふますが、
この解釈はどういうふうになっており
ますか。

○園田政府委員 現在の段階では武器
に使用しようとしてもその可能性がござ
いませぬ。

○植原委員 並木君に御相談申し上げ
ますが、あなたは国際関係の問題に
ついてなるべく緊急にわたることとい
うので質疑を始めたのです。なお通告
者も多いのですから、今のような細目
については本問題が出たときに願いま
す。

○並木委員 もう一点、この問題を管
理するために、政府は原子力庁という
ようなものを設置する考えはありませ
んか。これを最後に聞いておきたい。

○園田政府委員 ただいま考えており
ませんが、科学技術庁などということ
が論議になっておるようでございます
す。

○植原委員 園田君。

○菊池委員 私はフィリピンとの賠償問
題に非常な関心を持っておりますが、
外務大臣の各委員会における答弁を聞
いてみても、四億ドル以上出てもいい
のか、四億ドルにとどめたいのか、そ
の辺政府の意向がまださっぱりわから
ぬのですが、その点をお伺いしたいと
思います。

○園田政府委員 御承知の通りに、第

一回の大野・ガルシア協定で四億ドル
という数字が出て参りました。これが
破談をいたしました。そこで、その後
フィリピンは依然として十億ドルを主
張しております。フィリピンとの賠
償を妥結に導くことは、日本の貿易あ
るいはその他の外交調整上重要である
と考えて、四億ドルと十億ドルの両方
の主張のままだではこれが妥結に至りま
せんから、その中間において何か妥結
点を認めたいというのがたゞいまの段
階でございまして。

○菊池委員 われわれは八億ドルの説
にも驚いておるのでありますが、四億
ドルと十億ドルの間を政府は考慮して
おるといふのでさらに驚いたのであり
ますが、そのいふように了解してよろ
しいのですか。

○園田政府委員 四億ドルではま
らないことはすでに見通しがござい
ますし、またフィリピンの十億ドル
でもわが国内態勢上まともでないこと
は当然でありますので、何方から主張
し合つて、四億ドルと十億ドルの中
でこれが五億ドルになるか六億ドルに
なるか、その中間の線をお互いに検討し
ておるといふ段階であります。そうい
う意味であります。

○菊池委員 向うの方から八億ドルに
練り上げたという話がありますが、八
億ドルと四億ドルの間とわれわれは考
えたのですが、十億ドルというのはど
こから出たのですか。

○園田政府委員 十億ドル、四億ドル
というのはずっと以前からの話でござ
いまして、そこで向うではたゞいま八
億ドルの線を出してきているようでご
ざいます。

○菊池委員 四億ドルの間において調

整するということは一応考えられる。
われわれは四億ドルでもまだ高いと考
えておるのでございまして、重光外務
大臣はいつか八億ドル、四億ドルの中
間をとって六億ドルなら妥協してもよ
いじゃないかといふことを言われたの
であります。外務省の意向はそんな
ものでありましかうか。外務省の意向
と政務次官の意向は大分違つておりま
す。

○園田政府委員 違つてはおりませ
ん。ただいま交渉の経過中で、しかも
フィリピンからは新聞でしばしば伝え
られるような報道が参りまして、こち
ら側としては迷惑しておることは大臣
の答弁した通りであります。その折衝
の段階中に、六億ドルならよいとか、
五億五千万ドルならよいとか言ふこと
は、交渉にも影響しますので、かんべ
ん願ひたいと思ひます。

○菊池委員 平和条約が結ばれた当時
は、南方諸国の全部の賠償を合せて七
億ドルないし十億ドルというように見
越しておつたのであります。それが今
日のような状態に発展して、われわれ
まことに遺憾に存する次第であります
が、外務大臣はいつも、賠償が妥結す
れば貿易が飛躍的に伸張するといふこ
とを言つておられますけれども、われわ
れはその根拠がさっぱりわからないの
です。飛躍的に増大するといふその根
拠について、外務省あたりが考えてい
ることを一つお聞かせ願ひたいと思ひ
ます。ただいまフィリピンとアメリカ
との間には、貿易に関して協定があり
まして、やたらに関税を下げることも
できないという状態になっておりま
す。どういふお考えでありますか。

○中川(融)政府委員 賠償支払いが貿
易にどういふ影響を及ぼすかという点
の御質問であります。たとえば日比
関係に例をとってみますと、御承知の
ように現在フィリピンから日本に來ま
すものは、通常貿易において大体年間
五千万ドルから六千万ドル程度でござ
います。それに対して日本から先
方に輸出いたしますものは、大体半分
程度、三千万ドル程度でございませ
ん。これは平和条約がまだ批准されてお
らず、正式国交が樹立されていないた
めに、日本は最惠国待遇を受けていな
いのであります。フィリピン政府の一
方的な措置によつて、いろいろ日本に
対する制限措置が陰にかかつてお
るのであります。これが賠償問題が解
決して正式国交が樹立すれば、当然最
惠国待遇というものが正式に日本に認
められるのであります。その結果日
本の貿易は相當伸張するといふように
考えられます。

なお米比通商協定は、御承知のよう
にアメリカに対してある程度の特
惠関税というものを認めており、ある
ものは税が全然かからないというよう
な特惠待遇をしておるのであります
が、この特惠の程度が漸次減つてくる
ことになっておまして、従つてこの
特惠の程度が減るにつれて、実は
日本の貿易も伸びてこなければなら
ないのであります。これが正式に国交の
回復しておらない今日のような時代に
おいては、フィリピン側の一方的措置
によつて制限されるおそれがあるので
ありまして、この機会に賠償問題が解
決し、正式に国交が回復されれば、日
本の貿易は非常に伸張するのでありま
か、かように考えておるのであります。

す。

なお、さらに賠償自体の効果といったとしても、賠償は十年なり十五年なりで支払うわけでありますが、それによって日本の商品に資本財というものが非常に行くのであります。その後のことを考えてみますと、これは日本の品物を買い付けることにより、おのずから日本の品物がさらに続いでどんどん出ていく。なお日本から賠償に出しました品物の部分品とか修繕とか、その他それに付随いたしまして、いろいろな品物が通常貿易として先方に流れていくということも当然予測されるのであります。そのようなことから、賠償はやはり貿易に好影響を与えると考えております。

○菊池委員 インドネシアもまだ国交回復をしないのでありますけれども、フィリピンは倍く大きい金額をあげております。でありますから、たゞいまの局長のお話は必ずしも当らないのであります。それはよしといたしまして、今まで平和条約締結前にいて日本からは賠償品としてフィリピンその他の方に大分出してあるのです。これはその額の中に入るのであるが、賠償の中に入るのである、除外で

○中川(融)政府委員 たゞいまの御質問は、占領下において、マッカーサー司令部の指令によりまして、中間賠償という名前で各求償国にある程度の品物をイママークして送ったのをおさしになっておられるのであります。これはサンフランシスコ条約締結前に行われたこととございまして、その後の交渉におきましては、これは一応すでに送ってしまったということか

ら、将来きまります賠償額には算入されないというような前提のもとに大体交渉が進められております。

○菊池委員 南方諸国には日本として宣戦布告をしないし、先方からも宣戦布告をしていないわけ、終戦後に独立した新しい国家に対して、日本が賠償を負担しなければならぬという根拠がどこにあるかというのを、国民のほとんど九分九厘までがわからないのです。それについてどういうふうに外務省では知られておりますか。

○中川(融)政府委員 終戦後新しく独立いたしましたフィリピン、インドネシアの国が、この間の戦争におきまして日本は宣戦してないという事は事実であります。これはそのとき存在しておらなかったわけでありまして、しかしながら、サンフランシスコ平和条約におきましては、これらの国々も日本に占領された地域に新しく独立いたしました、連合国の一つとして参加を認められたのであります。その意味でサンフランシスコ条約では、これらの国々も賠償請求権を認められておるのであります。従って日本は、これらの国々に対してはやはり賠償を支払う義務があると解釈しております。もつともその国々の中で、たとえばインドネシアのごとき、サンフランシスコ条約には調印しましたが、これを批准する意向がないというようなことがはっきりしておる国々もあります。これらの国は、サンフランシスコ条約では縛られないわけでありまして、しかしその経緯にかんがみまして、日本はやはりサンフランシスコ条約に規定してあるように、日本の軍隊によって占領された国々に対しては賠償義務がある、か

ように考えておる次第でございます。なおタイだけは例外でありまして、タイはすでに初めから独立国でありまして、独立国が条約によりまして日本と共同の戦争をしたのでございまして、これは賠償請求権なし、かように考えております。

○菊池委員 今の局長のお話ではよくわからぬのですが、私はどういうふうに解釈するのです。つまり本國でありました英、米、フランス、オランダなどの日本に対する賠償請求権をその独立した元の領土であります新国家に継承せしめて、そうして日本に請求権を生ぜしめた、そういうふうに解釈することは当たらないのですか。

○中川(融)政府委員 戦争が行われたときには、これらの多くの国は独立してなかったものであります。その当時においては、それぞれ本國でありますアメリカとかイギリスとかオランダとかに属していたのであります。従ってそのときにおきましてはそれぞ

○菊池委員 政務次官にお尋ねいたします。通商協定あるいは漁業協定、今、日ソ交渉中でありまして、これらの協定は政府の方は調和後にするといふ建前でやるとありますが、この拿捕された漁船であるとかあるいは安全操業の問題、こゝういふことは在ソ同胞の帰還要求とからんで同時に折衝

した方が一番よいと思われるのであります。外務省の方針はどうでござい

○國田政府委員 仰せの通り漁業に関する自由操業の問題、拿捕船の返還の問題及び資源の開拓問題等については、御留同胞送還と同様諸懸案として外交調整前にこの問題を解決したという強力に申し出ております。

○菊池委員 終戦の宣言は相手国が承諾するとしなにかかわらず、一方的の宣言で効力が生ずるわけとござい

○國田政府委員 そういふことがありませんように正式の外交調整をはかり、平和条約の調印ができるように極力折衝中とございまして、まだその段階でございまして。

○菊池委員 ソ連がもし中共と一緒になければ日本を国連に入れることを承認しないというように言い出した場合、まあこれはあとのこととござい

○國田政府委員 重大な外交調整の折衝中にこゝういふ問題が起つたらどうするかと、相手方が考えなかった場合にどうするかといふことについて、経過中に仮定の御質問に答弁することはまことに困難でございますので、かんべん願

○菊池委員 ソ連に対する財産の請求権は放棄すべきでないといふ私は考えておるのであります。現にきのう鳩山先生のところに行きついで、満洲あるいは南樺太、千島等の引揚者が同盟を作つて損害に対するところの立法措置を講じてもらいたい、そうして助けてもらいたいといふような最中でありま

○國田政府委員 まずから権利を放棄して主張するようなことは断じていたしておりません。

○植原委員 議員七郎君。きようは時間をお忍びのようです。から一点だけ聞いておきたいのですが、農林省のウランの問題ですけれども、これは新聞紙上で見えますと、細目協定を結んでしかる後に本調印をやるといふ話ですが、そういう方針で進んでおられますか。

○國田政府委員 必ずしも細目協定ができなければ本調印をしないというわけではございませんが、細目協定の大体の見通しがつかなければ本調印に移

○櫻井委員 そこでわれわれは態度を最初に明らかにして政府に要望しておきたいのです。というのは、この前の安保条約の問題で、安保条約は国会に承認を求められ、行政協定は国会に承認を求めませんといふことでし

たが、むしろ行政協定には非常に多く

本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十五分散会

の重要な点があったわけですが、今度の濃縮ウランの問題につきましても、再再高崎長官にもわれわれ要求しておいたのですが、細目協定の中に国民生活並びに国民の権利義務に影響のあるような重大なことは入れない、そういうものがある場合には本協定の中に入れて必ず国会を通してもらいたいということをお願いしておいた。ところが協定の昨日調印されたものを見ますと、そういうふうになつていない。この問題に關してわれわれの調査したところによると、細目協定が問題なんです。ですからわれわれは細目協定を見なければ本協定の審議はしたくない。けれども法律的に言えば、細目協定はあなた方の解釈によれば、国会の承認を求める必要がないという態度をとっておられる、われわれはこれも当然国会の承認を求めるべきだという立場をとっておりますが、あなた方が多数を擁して勝手に解釈されて、細目協定は国会の承認を要せずという態度で本協定だけ先にだして、あとひものつくような細目協定をアメリカと結んでしまつて、それを国会に審議権がないという取扱ひをされて困るから、そこでわれわれは細目協定を見てから後に本協定に対する審議に臨みたい、態度を明らかにしたいというふうに考えております。われわれの見るところでは、政府の方針としても本協定の国会承認を、細目協定を結ぶ前に特に急ぐ必要はないのですから、細目協定の内容が明らかになつてから本調印もすべきだし、当然国会承認もその後にすべきだ、それでも差しつかえない事情にあるというふうにおかれれば判断いたしますから、そういうふうな取扱ひをし

てもらいたいと思ふのです。そのことに対して政府の大体の予定なり御方針を今事前に伺っておきたいと思ふのです。重ねて質問しないで済むようにはっきり答えていただきたいと思ひます。

○國田政府委員 御意見は先般来から十分承つておりますから、そのように努力いたします。

○植原委員長 戸叶里子君。

○戸叶委員 濃縮ウランの仮調印をなさつたのですけれども、先ほどの並木委員の御質問に対する答弁を伺つておりますと、あと大体の細目協定と、それから値段の点が話がつかないから本調印にいかないということでございますが、もしもそれからの問題が解決しますと、すぐ本調印にいくのであつて、本調印の前に細目協定とかあるいはまだ値段の点以外のことは交渉する問題はないのかどうか、この点を承りたいと思ひます。

○國田政府委員 その通りでございます。

○戸叶委員 今度の場合には仮調印から本調印という形をとることははっきりしておりますけれども、仮調印のままで有効であるというふうな場合が今までにあったかどうか、その点を伺ひたいと思ひます。

○國田政府委員 ございません。

○戸叶委員 先ほどの質問の中で科学技術庁のようなおものを作る構想を持つていられるとおっしゃいましたが、本調印前に何か正式な受入機関というふうなものを作れる見通しがあるか、それとも本調印をしてしまつたあとで正式な受入機関をお作りになるおつもりか、その点を承りたいと思ひます。

す。

○國田政府委員 ただいまのところは原子力調査会の総合部会というところから、この問題をいろいろ検討いたしております。

○戸叶委員 そうしますと受け入れたあとから科学技術庁の案ができることになるのですか。

○國田政府委員 科学技術庁の問題は詳しく申し上げませんが、国会内で各派の御意見によつてそういう方向が示されておるようでございまして、政府といたしましてはその方針に従つて検討したいと考えておりますが、これに間に合うように一つの特別庁なり省ができることは今のところ考えられません。

○戸叶委員 視察要員の人が来るようでございますが、その場合にはMSA協定の顧問と同じような資格のものかどうか、この点伺ひたいと思ひます。

○國田政府委員 まだそういうことはただいまのところ何らきまつておりません。

○戸叶委員 そうしますと、それは細目協定のときにきめられるのでしょうか。

○松井説明員 御説明申し上げます。オプザベーションという文句を使つておりますが、これはアメリカが所有権を持つておるところのウランの保管に關して世の中で大きなひもではないかと議論された条件の一つでございます。本協定の中には、日本政府はもと原子力委員会の代表者が要請するならば、臨時貸与を受けたウランを使つておる炉の活動状況その他についてオプザベーションすることを許すといふこ

とが書いてあるだけでございます。これが細目協定の中に入るかどうかは今後の交渉にかんよつて判明すると思ひますが、オプザベーションを許すということは、向うの要請があれば許すということでありまして、他人の所有に属するものを保管する場合に、現所有者が何をしておるか使用の方を見たいといふ、これを許すのが民法上の概念からいいますと、ナチュララ程度のことはではないだらうかと思つております。視察員がどういふ特権を有するかということは、特別の条約とか何かがない限りは、普通の外国政府の人間が日本に來た場合と取扱ひは同等だらうと思ひます。

○戸叶委員 これを受け入れることによつて、何か秘密保護法に似たようなものを作らなければならぬ場合が出てこないかどうか。

○國田政府委員 ただいまのところ、それは考えておりません。

○戸叶委員 もしも出てきた場合には、今国会にかかつております秘密保護法の中に入らなければならない性質のものじゃないと思ひますけれども、この点はどうなんでしょうか。

○國田政府委員 現在のところは全然それに入れる考えは持つておりません。

○戸叶委員 それを持つてくるときに輸送料はどちらが負担するのでしょうか。大体どのくらいになるものですか。

○國田政府委員 今後の細目協定でまゐることとしまして、概略の見当はつきません。

○植原委員長 次回は公報をもつてお知らせいたします。